

荷主事業者が実施する 物流の効率化等の 取組を支援します



目的

本県の農林水産物は、長距離輸送が多く、2024年問題において最も影響を受けるとされており、輸送経費増加やトラック確保等の問題により、これまでの体制の維持が困難となることが懸念されています。

このため県では、本県における持続可能な物流体制の構築を図るため、県産農林水産物を扱う荷主事業者が実施する物流の効率化の取組を支援することを目的に、必要な経費の一部を補助します。

補助対象者

県内に本社、集出荷施設等の主要施設を有する県産農林水産物を取り扱う荷主事業者

対象事業

- 1 物流改善にチャレンジする初動的、試験的な取組
- 2 物流効率化に向けた先進的取組

対象事業例

※下記以外にも対象になる可能性がありますので、お問い合わせください

1 物流改善にチャレンジする初動的、試験的な取組

- ・統一規格パレットやコンテナ等の導入
- ・効率化計画策定に係るコンサルタントへの委託
- ・関係者向けチラシ作成や研修会等の開催
- ・中継輸送や共同輸送の実証実験

2 物流効率化に向けた先進的取組

- ・荷役機械導入
- ・予約システムや車両管理システムの導入
- ・集出荷機能の集約する施設の整備・改修

補助率等

1 物流改善にチャレンジする初動的、試験的な取組

- ・補助率 1／2 以内
- ・補助上限額 500千円／事業者

2 物流効率化に向けた先進的取組

- ・補助率 1／2 以内
- ・補助上限額 5,000千円／事業者

事業の流れ

交付申請受付期間（予算上限に達し次第終了します。）

令和6年5月17日～令和6年11月29日

●事業の大まかな流れは次のとおりです。

（1）交付申請書提出【申請者】

- ・事業計画、収支予算などを添付し提出

（2）補助金交付決定【県】

（3）事業実施【申請者】

（4）状況報告【申請者】

- ・令和6年12月31日現在の状況を翌1月15日までに報告

（5）実績報告【申請者】

- ・事業完了後30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに報告

（6）補助金の支払【県】

- ・補助金の額を決定し支払

お問合せ先

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課企画調整グループ（担当：木村、小笠原）

TEL：017-734-9351 E-mail：brand@pref.aomori.lg.jp